

Question	Answer
1 電気工事業法における、「電気工事」とは何か。	電気工事業法(電気工事業の業務の適正化に関する法律)における「電気工事」とは、電気工事士法に基づく一般用電気工作物または自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいい、電気工事士法施行令第1条で定める「軽微な工事」は除いています。また、家庭用電気機械器具(ラジオ、テレビ、扇風機、冷蔵庫、ストーブ、こたつ、電灯等で、主として家庭で使用されるもの)の販売に付随して行う工事も、この中には含まれません。なお、工場から出荷された状態のままコンセントに差し込む行為は、そもそも電気工事ではありません。
2 電気工事業を営みたい。行政に登録等の手続きを行う必要はあるのか。	電気工事業者の一般用電気工作物又は自家用電気工作物の工事に関する保安の確保の能力を担保する観点から、電気工事業を営む者は、経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受ける必要があります。詳しくは、所管する行政庁にお問い合わせください。 ※所管する行政庁とは、以下のとおり。 ・2以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとするときは経済産業省 ・1の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を所管する都道府県
3 電気工事業法(電気工事業の業務の適正化に関する法律)における、「電気工事業者」とは、どのような種類があるのか。	電気工事業者の種類及び定義は、次のとおりです。 ①登録電気工事業者:登録電気工事業者は、「一般用電気工作物にかかる電気工事のみ」、または「一般用電気工作物及び自家用電気工作物にかかる電気工事」の電気工事業を営む者で、建設業の許可を受けていない者。 ②通知電気工事業者:通知電気工事業者は、「自家用電気工作物にかかる電気工事のみ」の電気工事業を営む者で、建設業の許可を受けていない者。 ③みなし登録電気工事業者:みなし登録電気工事業者(届出電気工事業者ともいう。)は、一般用電気工作物にかかる電気工事のみ、または一般用電気工作物及び自家用電気工作物にかかる電気工事を営む者で、建設業の許可を受けている者。 ④みなし通知電気工事業者:みなし通知電気工事業者は、「自家用電気工作物にかかる電気工事のみ」の電気工事業を営む者で、建設業の許可を受けている者。
4 一般用電気工事の業務を行う営業所では「主任電気工事士」を設置しなければならないと聞いたが、主任電気工事士は誰でもなれるのか。	主任電気工事士は第一種電気工事士免状を取得している者若しくは第二種電気工事士免状の交付を受けた後、経済産業省又は都道府県に登録又は届出されている電気工事業者の下で、電気工事に関し3年以上の実務の経験を有する者でなければなりません。(登録者本人または代表者を主任電気工事士とすることも可能。)
5 第2種電気工事士の免状取得者が「主任電気工事士」となる場合、実務経験として「電気工事士法施行令第1条に定める軽微な工事」はカウントできるのか。	実務経験については法令で「電気工事に関して3年以上」と規定されています。そのため、電気工事士法第2条で「電気工事」から除外されている最大電力500kW以上の需要設備、電気工事士が作業することを求められていない電気工事士法施行令第1条に定める「軽微な工事」や電気工事士法施行規則第2条の2に定める特殊電気工事等は実務経験にカウントできません。
6 電気工事業として登録していません。今回、お客様の要望をうけ単発で電気工事を受注することとなりました。登録電気工事業の登録を受けなければならないのでしょうか。	他の者から依頼を受けた者が、自ら電気工事の全部又は一部の施工を反復・継続する場合(工事に対しては有償・無償を問わない)に電気工事業の登録が必要です。受注が単発であることが確実でない限り、設置する電気工作物の保安確保の観点から、電気工事業の登録をしてください。
7 登録電気工事業を承継したとき、どのような手続きが必要となるのか。	登録電気工事業を承継したときは、承継の日(相続の場合にあっては、その相続の開始があったことを知った日)から30日以内に、所管する行政庁(経済産業大臣又は都道府県知事)に「電気工事業者承継届出書」を提出しなければなりません。また、登録事項に変更が発生する場合は、法第10条の規定により、届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受ける必要があります。
8 電気工事業の登録等をせずに電気工事業を営んだ場合、罰則等は、あるのか。	罰則は、以下のとおりです。 ・「登録電気工事業者」の登録を受けずに電気工事業を営んだ者:1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(法第36条) ・電気工事業の届出を行わずに電気工事業を営んだ者:2万円以下の罰金に処する。(法第40条第一号) ・電気工事業の通知を行わずに電気工事業を営んだ者:2万円以下の罰金に処する。(法第40条第二号)

Question	Answer
9 家庭用電気機械器具の販売業者が「販売に付随して行う電気工事」は、消費者へのサービスとして認められている（電気工事業の登録等は不要）と聞いた。その電気工事の範囲は。	電気工事業の登録を受けていない販売業者が販売に付随して認められている電気工事の範囲は、使用電圧が200V以上のものを除くテレビや洗濯機用のコンセントを設ける等の局部的な工事で、電気工事士がその作業に従事する場合に限ります。 さらに、登録を要しないとしている家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事には、幹線に係る工事、分岐回路の増設工事、分岐回路に設置されている分岐過電流保護器の容量変更等を伴う工事や屋側配線又は屋外配線に係る工事は含まれません。 以上から、家庭用電気機械器具店が、家庭用電気機械器具を、当該機器の販売に付随（上記のとおり幹線に係る工事、分岐回路増設等を行わない。）して工事を行う場合に限り、電気工事業の登録は不要です。 なお、販売業者が「販売に付随して行う電気工事」を委託する場合、その受託業者は登録が必要となります。
10 家庭用電気機械器具の販売店が、太陽電池発電のパネル設置にかかる電気工事を実施する場合、電気工事業の登録は必要か。	電気工事業の登録が必要です。 家庭用電気機械器具販売店で電気工事業の登録が必要なのは電気洗濯機などの一般家電を販売する場合に限定されており、発電装置である太陽電池パネルにかかる電気工事を実施する場合には、電気工事業の登録が必要です。
11 家庭用電気機械器具の販売店が、エアコンの設置工事のみを実施する場合、電気工事業の登録等は必要か。	「業」として設置工事をするときには、電気工事業の登録等を行い、主任電気工事士が作業管理を行うことが必要です。下請け等により工事を行う場合も登録は必要です。 ただし、家電販売店等が販売に付随して行う作業、例えばその機器用のコンセントを設ける等の局部的な配線工事は、「家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事」に当たるため、登録等は不要となります。 なお、標準的なエアコン設置工事（※）を行うためには、例外を除き電気工事士の資格は必要ありませんが、「軽微な作業」が含まれるため、電気工事業の登録は必要となります。 ※標準的なエアコン設置工事とは、コンセントを新設・移設・取り替えを行わないものであって、室内機と室外機をつなぐ内外接続電線を室内機や室外機に取り付ける作業や、室内機や室外機に冷媒配管・ドレインホースを接続する作業、アースターミナルへの接地線の接続及び室内機の壁への固定を想定しています。
12 電気工事業の登録に関する「有効期間」は、どのようにカウントするのか。	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第5条に基づき、登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとします。 具体的には、平成30年1月1日登録された場合、翌日の1月2日から起算するため、有効期限は5年後の1月1日となります。
13 登録電気工事業者です。登録電気工事業者としての5年ごとの更新登録の手続きを忘れて、有効期限が過ぎてしまった。どうしたらよいか。	速やかに所管する行政庁（登録している行政庁）に相談してください。1日でも更新の手続きを失念していた場合は、登録が失効するため、新規登録をしなければなりません。また、電気工事業法第36条等において、登録等を受けないで電気工事業を営んだ者は、懲役若しくは罰金刑に処せられるので留意してください。 なお、申請書受付後、所用の期間を要しますので、有効期限が近づく前に、早めに手続きを行ってください。
14 A県の営業所で電気工事業の登録を受けた場合、（登録を受けていない）B県下でも電気工事ができるのか。	登録した都道府県以外でも、電気工事を行うことはできます。 ただし、一般用電気工作物の工事による危険及び障害が発生しないように、主任電気工事士が作業管理の職務を誠実にこなす体制であることが必要です。
15 A県及びB県で営業所を設置しているため、現在、国（産業保安監督部）へ電気工事業の登録を行っている。今後、B県の営業所を廃止することとなった場合、手続きが必要か。	A県と国（産業保安監督部等）に対して手続き（登録と届出）が発生します。 まず、B県の営業所を廃止後30日以内に、A県に対して電気工事業法第3条第1項に基づく登録の申請を行い、登録された後、国（既存の登録を行った、産業保安監督部等）に遅滞なくその旨を届け出ることが必要です。
16 A県の営業所で（電気工事業の）登録を受けている。新たにA県内に営業所を設置する場合、手続きは必要か。	新たにA県内に営業所を設置（増設）したことについての変更手続きを、A県知事あてに届け出ることが必要です。
17 A県の営業所で（電気工事業の）登録を受けており、新たにB県にも営業所を設置する場合、手続きが必要か。	A県と国（産業保安監督部等）に対して手続き（届出と登録）が発生します。 まず、電気工事業法第3条第1項に基づく新規登録の申請を国（A県とB県を所管している産業保安監督部等）に行い、この登録がなされた後、（過去に登録手続きを行った）A県に遅滞なくその旨を届け出ることが必要です。 また、この場合、国に対して行う手続きは「新規登録」となるため、登録免許税も納付します。（建設業の許可を有する者は登録免許税は不要）

	Question	Answer
18	みなし電気工事業者です。「みなし電気工事業者」の登録簿謄本を交付してほしい。	「みなし電気工事業者」に関する登録簿謄本の手続きは定められていないので交付できません。(法第16条の請求の対象外)
19	登録電気工事業者について、登録簿謄本の交付を請求したいが、手数料はいくらか。	登録している行政庁に照会ください。
20	「登録電気工事業者」の登録されている住所、名称、電話番号は情報公開請求できるのか。	「登録電気工事業者」の登録に関する情報については、情報公開法における情報公開請求の対象外です。ただ、当該情報については、電気工事業法における第16条により登録簿謄本の請求を利用することで、開示することが可能です。
21	電気工事の営業所に備える器具は、借物でも良いか。	自家用電気工作物の工事を行う事業者にあつては、「絶縁耐力試験装置」、「継電器試験装置」については、要事に確保が可能となるような契約になっていれば、借用した物でも差し支えありませんが、それ以外の器具は常備しなければならない器具となります。
22	通知電気工事業者及びみなし通知電気工事業者が掲げる標識の大きさに規定はあるのか。	電気工事業法施行規則第12条に規定されている様式第15および16では、登録電気工事業者及びみなし登録電気工事業者のみ大きさ(縦35cm以上、横40cm以上)を規定しています。容易に識別できるとの目的に照らし、通知電気工事業者(様式第15の2)及びみなし通知電気工事業者(様式第16の2)についても、同程度の大きさと作成してください。
23	みなし登録電気工事業者、通知電気工事業者及びみなし通知電気工事業者が掲げる標識の「通知先又」は「届出先」の記述内容は。	施行規則第12条で、登録電気事業者は「登録番号」を記載することとしていますが、通知電気事業者、みなし通知事業者及びみなし登録電気工事業者は「通知先」及び「届出先」を記載することとしています。「通知先」又は「届出先」には、受理書に記載されている経済産業届出「大臣(通知)第△△号」等の整理番号を記載してください。
24	みなし登録事業者について、営業所及び施工場所ごとに設置する標識の「届出年月日」の記述内容は。	届出受理通知書の交付日ではなく、【記の1. 届出年月日】を記載します。なお、当該届出年月日は、行政庁が受理した日付けであるため、郵送された場合などは、届出書の日付けと異なる場合があります。
25	営業所ごとに備え・保存する「帳簿」は、電子媒体でも良いか。	行政庁による立ち入り検査等の際に、必要に応じ、表示・開示を求められた場合、直ちに表示・開示できるように保存していれば差し支えありません。なお、帳簿は5年間保存しておく必要があります。
26	建設業の許可を受けている。当該許可とは別に電気工事業法に基づく電気工事業者の登録も必要か。	建設業法の許可を受けた建設業者が、電気工事業法の一般用電気工作物及び自家用電気工作物に係る電気工事業者を営む場合は、「登録」は不要だが、電気工事業法第34条の定めにより、以下の届出もしくは通知の手続きを所管の行政庁(経済産業大臣又は都道府県知事)に行う必要があります。なお、建設業許可の種類は特に「電気工事業」以外でもかまいません。 ◆電気工事業法の一般用電気工作物及び自家用電気工作物に係る電気工事業者を営む場合:「みなし登録電気工事業者」として「電気工事業開始届出書」の届出。 ◆自家用電気工事のみに係る電気工事業者を営む場合:「みなし通知電気工事業者」の通知。
27	建設業法の建設業者の許可を得た営業所と、電気工事業法の電気工事業者の届出の営業所は同一か。	電気工事業法の届出は、電気工事業者を営む営業所であることから、建設業の許可を得た営業所とは一致しません。このため、建設業の許可を得た行政機関と、電気工事業者の届出を行う行政機関が異なることも発生します。 例)〇〇県知事建設業許可、経済産業大臣電気工事業届出
28	現在、建設業の許可を受け、みなし登録電気事業者です。今後、新たに営業所を設置する予定だが、新たに設置する営業所では建設業の許可を受けない(得る必要がない)場合、電気工事業法では、どのような手続きが必要か。	所管する行政庁へ、電気工事業法第34条第4項の電気工事業者の変更届出を提出し、営業所の変更の手続きを行ってください。
29	現在、電気工事業者の登録を受けている。今後、新たに建設業法の建設業の許可を受けた場合、どのような手続きが必要か。	新たに建設業(一般建設業又は特定建設業の区分や種類は問わない。)の許可を受けた場合には、「登録電気工事業者」から「みなし登録電気工事業者」となるための手続きとして、電気工事業法第34条第4項の規定に基づき、遅滞なく届出(新規届出と同様の手続き)するとともに、登録業者としての廃止届の提出が必要です。また、同法第34条第6項では「建設業者となったとき、登録は効力を失う。」とされているため注意してください。 なお、「通知電気工事業者」が建設業許可を受けたときは、「みなし通知電気工事業者」となるため、遅滞なく電気工事業開始通知書とともに通知業者としての廃止通知書の提出が必要です。

Question	Answer			
30 「登録電気事業者」が、新たに建設業法による建設業の許可を得て「みなし登録電気事業者」になった場合の「電気事業開始届出書(様式第18)」に記載する「2. 電気事業を開始した年月日」は、いつを記載すべきか。	従来より登録されていた「登録電気事業者」として、電気事業を開始した年月日を記載してください。 (電気事業を開始した日は、登録電気事業者であっても、みなし登録電気事業者であっても、電気事業を行っていることに変わりがないため。)			
31 「電気事業に係る変更届出書(様式第19)」に記載する、「1. 建設業法第3条第4項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号」の年月日は、いつを記載すればよいか。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 建設業許可証 ×年×月×日 許可の有効期間 ○年○月○日 ~△年○月○日 </td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 5px;"> 差し支えない </td> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 電気事業変更届出書 1. 建設業法・・・ ○年○月○日 特○ 3. 変更の年月日 ○年○月○日 </td> </tr> </table> <p>国土交通省から交付された許可通知書に記載された許可の有効期間の開始日を記載してください。電気事業に係る変更届出書の「3 変更の年月日」についても、許可の有効期間の開始日を記載することとするが、許可通知書の交付日であっても差し支えありません。変更届出書であって、建設業の種類ごとに許可の有効期間が異なった場合は、最新の年月日(番号は変更されないのが一般的)を届出してください。</p>	建設業許可証 ×年×月×日 許可の有効期間 ○年○月○日 ~△年○月○日	差し支えない	電気事業変更届出書 1. 建設業法・・・ ○年○月○日 特○ 3. 変更の年月日 ○年○月○日
建設業許可証 ×年×月×日 許可の有効期間 ○年○月○日 ~△年○月○日	差し支えない	電気事業変更届出書 1. 建設業法・・・ ○年○月○日 特○ 3. 変更の年月日 ○年○月○日		
32 「みなし登録電気事業者」です。今後、建設業法の定めによって、建設業許可の更新を行った場合、電気事業法上、何か手続きが必要か。	建設業許可を更新した場合には、遅滞なく「電気事業に係る変更届出書(様式第19)」を現在登録している都道府県知事又は経済産業大臣(産業保安監督部等)へ届け出なければなりません。			
33 みなし登録電気事業者が建設業許可の更新を行わなかった場合、電気事業開始届の効力がなくなるのか。	建設業許可の有効期限が切れた時点で、「みなし登録電気事業者」としての効力を失います。(電気事業を行うことはできません。)引き続き、電気事業を行う場合には、再度、建設業許可を受けて、「みなし登録電気事業者」として、新たに「電気事業開始届出書」を提出するか、建設業許可を受けない場合には、登録電気事業者登録申請を行う必要があります。			
34 届出事項に変更があった場合、法令では「遅滞なく届け出る」こととなっているが、変更届出にかかる「受理通知書」は発行してもらえるのか。	変更届出に対する「受理通知」の発行はありません。しかし、届出時に、届出書の原本とともに「副本」及び「返信用封筒(郵送料の切手貼付)を同封いただければ、受理印を押印し返送することも可能です。			
35 みなし登録電気事業者です。電気事業法第12条(登録証の再発行)を利用して、「みなし登録電気事業の開始届出」の「受理通知書」を再交付できないか。	法第12条(登録証の再発行)で再交付できるのは、「登録電気事業者」のみで、「みなし登録電気事業者」については、再交付することはできません。			
36 建設業の許可が消滅したが法人として継続する場合、「みなし電気事業者」として既受注工事の継続および新規受注はできるのか。	電気事業の既受注工事については、建設業の継続が可能であれば、「みなし電気事業者」としてできます。しかし、建設業の許可が消滅した時点で、「みなし電気事業者」ではなくなるため、当該許可消滅日以降、電気工事の新規受注はできません。引き続き電気工事を行う場合、新たに「登録電気事業者」として登録する必要があります。なお、既設法人に替えて新法人を立ち上げる場合であれば、建設業の許可が消滅した時点で、「みなし電気事業者」ではなくなるため、新法人が建設業の許可を受けるまでは、電気工事の新規受注はできません。			
37 登録電気事業者の「電気事業開始届出」の「受理通知書」は、効力が無くなった後は、どのように扱えばいいのか。	「登録電気事業者」には、工事業を廃止した場合や、行政庁が変更になった場合など、登録が効力を失った場合には法(第2章)第15条に基づき登録証の返納が義務付けられています。「みなし登録電気事業者」の場合、第2章は適用しないことに加え、電気事業開始届出受理通知書の返納に係る規定もないのですが、「みなし登録事業者でない者」等に悪用されるおそれがあり、また「みなし登録事業者」であった者が所有している必要もないため、登録証と同様に返送してください。			